

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市の65歳以上の人口は、平成27年10月1日現在（国勢調査）で15,377人、高齢化率は23.0%と、愛知県や全国の水準は下回るものの、高齢化が進行しており、ひとり暮らし世帯や要支援・要介護認定者等、生活上の支援や介護等を必要とする人が増加しています。

このような社会的状況を背景として、本市は平成27年3月に「清須市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）」を策定し、「清須市地域包括ケアシステム推進委員会」の設置や「きよすレインボーネット（電子@連絡帳）」による医療・福祉・介護等の連携、認知症施策の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の導入等、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めてきました。

一方、国においては、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据えて、介護保険法の一部改正（平成29年6月公布）が行われており、地域包括ケアシステムの深化・推進として、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進、医療・介護の連携の推進等とともに、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等を図ることとしています。また、介護保険制度の持続可能性の確保を図るため、現役世代並みの所得のある高齢者の利用者負担割合の見直し等を行うこととしています。

さらに、国は認知症施策に関して、平成29年7月に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を改訂し、平成29年度末等までの数値目標を平成32年度末までに更新する等の見直しが行われています。

このような国の動向等を踏まえつつ、本市は「清須市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、平成37年（2025年）を見据えつつ、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みをさらに進めていきます。

加えて、介護保険法の一部改正を踏まえて、本計画に基づき、市民や事業者と連携しながら、介護保険制度の計画的かつ円滑な運営に努めます。

2 計画の位置づけ

本計画は、高齢者全体の保健・医療・福祉の施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込み量等を定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

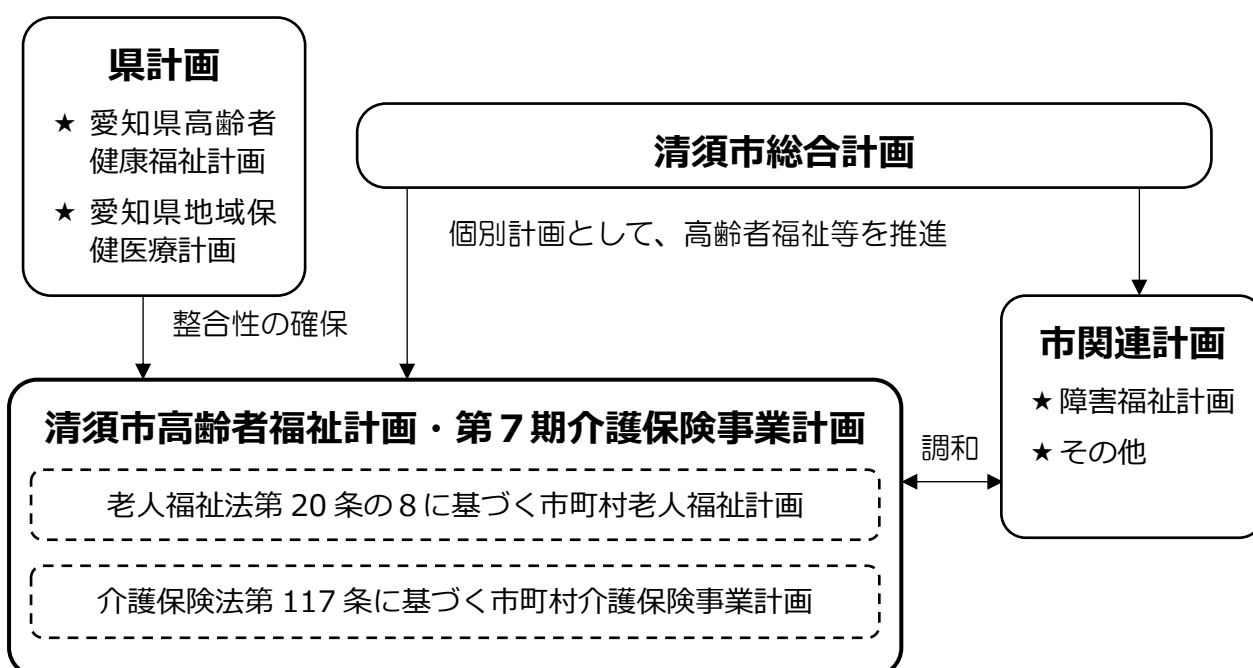
高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく計画であり、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでいます。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく計画であり、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定める等、介護保険事業運営の基礎となる事業計画であり、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定したものです。

なお、介護保険法の一部改正に基づき、介護保険事業計画には介護給付等に要する費用の適正化に関し、取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めた「市町村介護給付適正化計画」を内包します。

3 他計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「清須市総合計画」の個別計画として、高齢者福祉等を推進する計画であり、「愛知県高齢者健康福祉計画」や「愛知県地域保健医療計画」との整合性の確保とともに、障害福祉計画その他の関連計画との調和が保たれたものとしています。



4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とし、平成37年度(2025年度)の中長期目標等も設定しています。

平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)			平成37年度 (2025)
高齢者福祉計画・ 第6期介護保険事業計画			高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画			中長期を見据えて		

5 今期制度改正のポイント

今期制度改正の目的は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするというものです。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進

- 介護保険事業(支援)計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取り組み内容及び目標を記載【介護保険法の改正】
- 介護保険事業(支援)計画に位置づけられた目標の達成状況についての公表及び報告【介護保険法の改正】
- 財政的インセンティブ(保険者の取り組みに対する交付金)の付与の規定の整備【介護保険法の改正】
- 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)【介護保険法の改正】
- 市町村長から都道府県知事へ意見を申し出ることができる等、居宅サービス等事業者の指定に対する保険者の関与強化【介護保険法の改正】
- 国及び地方公共団体の認知症に関する施策の総合的な推進(認知症に関する知識の普及・啓発、認知症の人に合ったリハビリテーション及び認知症の人を介護する人の支援、その他認知症に関する施策の推進、認知症の人及びその家族の意向の尊重に努める等)を制度上明確化【介護保険法の改正】

②医療・介護の連携の推進等

- 「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」を創設【介護保険法、医療法等の改正】
- 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長（平成36年3月31日まで）することとする【介護保険法等の改正（公布日施行）】

③地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等

- 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記（「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定）【社会福祉法等の改正】
- 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が次の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【社会福祉法等の改正】
 - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等）
 - ・ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様）【社会福祉法等の改正】
- 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける【介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等の改正】
- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）【介護保険法、老人福祉法等の改正】

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

①現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現行2割負担者のうち特に所得の高い層（年金収入等340万円以上）の負担割合を3割とする（ただし、月額44,400円の負担の上限あり）【介護保険法の改正（平成30年8月1日施行）】

②介護納付金における総報酬割の導入

- 現行では、各医療保険者は、介護納付金を第2号被保険者である「加入者数に応じて負担」しているが、これを被用者保険間では「標準報酬総額に応じた負担」とする【介護保険法、健康保険法等の改正（平成29年7月1日施行）※平成29年8月分より実施】

6 計画の策定に向けた取り組み

計画の策定にあたっては、高齢者と要支援・要介護者の現状把握が不可欠であることから、65歳以上の市民を対象とする介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅の要支援・要介護認定者を対象とする在宅介護実態調査等を実施し、地域の課題等の把握に努めました。

また、利用者や被保険者の意見を計画に適切に反映するとともに、市民に自らが深く関わる制度であるとの意識を持ってもらえるよう、保健医療関係者、福祉関係者及び市民代表で構成する会議を開催しました。

また、ニーズに即したサービスを把握するため、地域住民が参加する「ワークショップ」を開催しました。

【ワークショップの様子】



【調査分析から計画策定までのフロー】

